

令和7年1月27日14時00分
資料配布 近畿地方整備局
紀の川ダム統合管理事務所

大滝ダム・猿谷ダムの『流木』を有効活用しませんか

紀の川ダム統合管理事務所（大滝ダム・猿谷ダム）ではダム湖に流れ込んだ流木の有効活用を目指して、薪や再生可能エネルギーとしてバイオマス発電等への活用を行って頂ける事業者（個人・法人）の皆様の募集を行います。

台風等でダム湖に流れ込んできた大量の流木は、放流ゲートなどの設備を傷つけてしまい、故障の原因となることがあります。そのため、定期的にダム内の流木を集めて処分しますが、コスト削減・資源の有効利用の観点から、公募により流木受け取りを希望される事業者の皆様の募集を行います。

- 募集期間：令和7年1月27日（月）から 令和7年2月7日（金）まで
- 受取場所：①大滝ダム管理支所 流木集積場所
②猿谷ダム管理支所 流木集積場所
- 受取期間：許可日から令和7年3月31日まで
- 申請方法：別紙「大滝ダム・猿谷ダム 流木受取の募集について」による。

<取扱い>

<配布場所>

奈良県政記者クラブ、五條市記者クラブ

<問合せ先> 近畿地方整備局

紀の川ダム統合管理事務所

副 所 長 はしもと 橋本 やすゆき 泰幸（内線 202）

管理課長 なかむら 中村 わたる 超（内線 331）

電話 0747-25-3013（代表）

(別紙)

大滝ダム・猿谷ダム 流木受取の募集について

目次

流木受取 応募要領.....	1～3
応募（申請）様式 記入留意事項.....	4～6
参考資料 流木受取場所.....	7

ダムへ流れ込んできた流木を有効活用しませんか？

～流木の受取を希望する事業者（個人・法人）の皆様へ～

1. 目的

台風等でダム湖に流れこんできた大量の流木は、放流ゲートなどのダムの施設を傷つけることがあります。

そのため、紀の川ダム統合管理事務所で管理する大滝ダム・猿谷ダムでは定期的に流木を集め処分しています。こういった流木を木材資源として活用して頂きたく、河川法第25条に基づく「河川の産出物の採取」ができることを知っていただいた上で、受取（集積・搬出）を希望する事業者（個人・法人）の募集をするものです。

2. 応募概要

（1）応募から採取までの流れ

応募にあたっては、河川法第25条（河川の産出物の採取）に基づく申請が必要です。所定の様式（申請書。添付している「応募（申請）様式」により作成）により、受取を希望される箇所（下記（6）の箇所に限る）、受取を予定されている日時といった必要事項を記載したうえで、関係するダム管理支所へ申請してください。

なお、応募（申請）の前提として、下記（10）に掲げる資格を有していることが必要です。また、申請前には、必ず、事前に現地状況を確認してください。

申請を受ければ、紀の川ダム統合管理事務所が、河川管理上、問題が生じていないかどうかについて、河川法第25条に基づく審査を行います。その過程で、内容に不備や、不自然な点がある場合には、申請を行われた方（申請者）に対して問合せを行い、補正依頼（修正のお願い）を行います。

審査の結果、最終的に問題がないと判断できた申請者に対しては、河川管理者である近畿地方整備局長が、河川法第25条に基づく許可を行います。許可が下りれば、申請者は、許可の内容に基づき、流木を受け取ることが可能となります。

（2）応募（申請）期間

令和7年1月27日（月）から令和7年2月7日（金）

配布の予定数量に達した場合終了します。

(3) 応募（申請）方法

持ち込み

(4) 応募（申請）費用

無料（応募（申請）に係る交通費、通信費等については、申請者の負担）

(5) 申請書類の提出先

①大滝ダム

紀の川ダム統合管理事務所 大滝ダム管理支所

〒639-3543

奈良県吉野郡川上村大字大滝1051

電話 0746-53-2601

②猿谷ダム

紀の川ダム統合管理事務所 猿谷ダム管理支所

〒637-0408

奈良県五條市大塔町辻堂1番地の3

電話 0747-36-0031

(6) 流木の受取が可能な場所

①大滝ダム

大滝ダム 流木集積場所

②猿谷ダム

猿谷ダム 流木集積場所

(7) 流木の種類及び配布の予定数量

①大滝ダム

流木の種類 雑木

配布の予定数量 500m³

②猿谷ダム

流木の種類 雑木

配布の予定数量 330m³

(8) 流木の受取期間

許可を受けた期間

(令和7年2月中旬～令和7年3月31日)

(9) 流木の対価

無料（受取（集積、搬出）にかかる費用は、申請者が負担）

(10) 応募（申請）資格

□過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち、著しく不誠実な行為であ

ったものでない。

- 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でない。
- 直近1年間の税を滞納しているものではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国道交通省発注工事等から排除要請があり、該当状態が継続しているものではない。

3. その他留意事項

- 流木を収集・集積する工程にて、塵・小石等が混入している場合があることをご理解ください。
- 受け取った流木の営利目的の転売は禁じます。

4. 以上についての問合せ先

①大滝ダム

紀の川ダム統合管理事務所 大滝ダム管理支所

〒639-3543

奈良県吉野郡川上村大字大滝1051

電話 0746-53-2601

②猿谷ダム

紀の川ダム統合管理事務所 猿谷ダム管理支所

〒637-0408

奈良県五條市大塔町辻堂 1-3

電話 0747-36-0365

応募（申請）様式

記入留意事項

(A4版)

許可申請書

令和〇年〇月〇日

近畿地方整備局長 殿

申請者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

※氏名にはふりがなをふってください。

なお、印鑑は必要ありません。

別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(乙の3)

(河川の産出物の採取)

1. 河 川 の 名 称

水系 紀の川 大滝ダム 新宮川 猿谷ダム

※該当する水系及びダム名に☑を記入してください。

2. 受 取 の 目 的

燃料 ガーデニング

その他 ()

※該当する目的に☑を記入してください。

※下記を確認の上チェック☑を記載 (必須)

受け取った流木の営利目的による転売は行いません。

※内容確認の上☑を記入してください。必須です。

3. 受取の場所

紀の川水系 大滝ダム 奈良県吉野郡川上村地先

新宮川水系 猿谷ダム 奈良県五條市大塔町辻堂地先

※該当する受取場所に☑を記入してください。

4. 河川の産出物の種類及び数量

種類 雑木 数量 _____ m³

※該当する種類に☑を記入し、下線部に数字を記入してください。

5. 採 取 の 方 法

(搬出) トラック 軽トラック 普通乗用車(自家用車)

一日のべ _____ 台×のべ _____ 日間にて搬出

※該当する方法に☑を記入し、下線部に数字を記入してください。

6. 受 取 の 期 間

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日～令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (作業期間は、のべ _____ 日程度)

※令和7年3月31日までとします。なお、申請通りになるとは限りません。

【作業の実施についての事項の確認】

1. 安全の確保について

(記載例)

緊急事態が発生した場合迅速に対応ができるように2人以上で作業を行う。
積み込みを行うことから、動きやすい服装とし安全靴を着用して作業を行う。
気象庁や民間の気象情報サービス等を確認し、安全に作業できる天候を判断する。

2. 緊急連絡先について

- ①電話番号（本人、自宅にいる家族など）
- ②最寄りの警察署名・消防署名及び電話番号
- ③紀の川ダム統管理事務所 管理課（0747-25-3013）
関係ダム管理支所 大滝ダム管理支所（0746-53-2601）
猿谷ダム管理支所（0747-36-0031）

※①についてはそれぞれの電話番号を記入してください。

③の関係ダム管理支所は受取箇所に関係する管理支所を記入してください。

【応募（申請）資格についての確認】

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為であった者ではない。
 - 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
 - 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
 - 直近1年間の税を滞納している者ではない。
 - 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等から排除要請があり、該当状態が継続している者ではない。
- ※該当する項目にすべてを記入してください。

以上

流木受取場所

①大滝ダム 流木集積場所



②猿谷ダム 流木集積場所

